

秋山晃一議員

第1 標題「生活保護制度における資産の活用について」

1 回目の質問

日本共産党の秋山晃一です。

6 月定例会において一般質問を行います。

今回の質問は第1 標題として「生活保護制度における資産の活用について」、第2 標題「戦後80年の取組について」、第3 標題「物価高騰対策について」の3 点を質問します。

第1 標題として、「生活保護制度における資産の活用について」質問します。

病気や障がい、高齢化など何らかの理由で収入が少ない、あるいは無いために、生活を維持していくための費用が不足して、生活するのが困難になった場合、最後のセーフティーネットとして生活保護制度があります。特に高齢者の場合、年金が少ないということで、これまでは働くことによって収入を得て、不足分を補い生活を維持していたのですが、維持できる分だけ働けなくなった、あるいはまったく働けなくなったとなれば、現状では生活保護制度を利用することになります。しかし、今までこの制度の中では、資産として自動車の保有が認められませんでした。私が相談を受けた方の例としては、生活保護になると自動車の保有が認められないと言われ、あるいは認められたとしてもきわめて厳しい条件の中で、限定された使い方しか認められないので、制度を申請することに至らなかったことが度々ありました。公共交通が少ない当地域での生活に自動車は必需品ともいえるもので、それを失くして生活保護制度を受けるという決断に至らなかったことについては、本人の責任ではなくセーフティーネットの制度としての制度上の欠陥でもあったわけです。

そこで伺います。昨年の12 月に厚生労働省は生活保護制度の資産としての自動車の使用について一歩踏み込んだ利用を認めることになったと思います。この機会に、公共交通を利用することがなかなかできない当市では、自動車使用の範囲を拡大して、生活保護制度を利用しやすいものにしていくことが必要だと考えますが、どの様な形で運用されるのでしょうか。まず、障がい者、および介助者の車使用について、通院や買い物、および日常生活における移動時の使用についてはどうなりますか。同様に病気を抱え治療中の人の運用はどうなりますか。最後に、それ以外の健康な方についてはどのように運用を考えているのか、従来仕事に必要な時には利用が認められてい

たと思いますが、買い物や日常生活の移動等についてはどのように考えますか答弁を求めます。

次に、生活保護世帯のエアコンの購入、修理に対する支援についてお聞きします。

近年の記録的な猛暑により、生活保護世帯のエアコン設置への支援をすすめる自治体も多くなってきました。生活保護世帯へのエアコン購入助成をおこなうと、生活保護費の収入認定とされるとして実施しない考え方がありますが、厚労省の見解は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は「収入として認定しないこと」と生活保護手帳に明記されています。自立更生する、明日への生活力再生産のための費用は収入としては認めないとしています。そこで生活保護世帯へのエアコン設置支援を進めるべきだと考えますが、この点についてはどのように考えられますか答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山晃一議員の生活保護制度における資産の活用についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の自動車の保有についてであります。自動車は最低限度の生活の維持のために活用すべき資産であり、また、維持費を継続的に必要とすることから、原則として保有は認められておりません。

しかしながら国の実施要領において、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域にお住まいの方などが通院や通勤に利用する場合などは、例外的に自動車の保有が認められることとされております。

秋山議員御発言のとおり、昨年12月には、保有が認められた自動車の他用途での利用に関する通知が国よりあったことから、その後は、本市においても、変更後の国の実施要領に基づき、適正な運用を行っているところであります。

申し上げるまでもなく、生活保護制度は法定受託事務であり、国が本来行うべき事務を、国が定めるルールに従って市町村が一律に実施することとされているものでありますので、今後におきましても、国の実施要領にのっとり、個々の世帯の病状等の生活状況を総合的に勘案した上で、自動車の保有や利用要件について判断してまいります。

次に、２点目のエアコン設置への支援についてであります。生活保護世帯のエアコンの購入については、保護費の毎月のやりくりによって計画的に行っていただくものとされており、これが困難な場合には生活福祉資金の貸付けを活用していただくことが可能となっております。

また、熱中症予防が必要とされ一定の要件に該当する生活保護世帯に対しましては、エアコンの購入費用を支給できる仕組みも整えられているところであります。

したがいまして、本市といたしましては、今後も引き続き、こうした国の制度に基づき適切に対応していくとともに、日頃の訪問活動等を通じて、生活状況の把握に努め、夏場の熱中症対策などの健康管理について助言指導を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

2 回目の質問

2 回目の質問を行います。

生活保護制度は法定受託事務であり、国の定めるルールの上で運用するとの答弁でしたので、再度お聞きします。車の保有が認められた障がい者、介助者について日常生活の買い物などについての利用はいかがですか。通勤や通院のため車の保有が認められた世帯についても、日常の買い物等についてはいかがですか。厚労省の通知には、条件はありますが、利用を認めて差し支えないとされています。答弁いただいた適正な運用を行っているとの内容について答弁を求めます。

次に 1 回目の質問でお聞きした、健康な方の車の使用について、答弁いただいた内容のどの部分が該当するのか不明瞭ですので改めて答弁願います。

以上で 2 回目の質問を終わります。

2 回目の市民生活部長答弁

秋山晃一議員の 2 回目の御質問にお答えいたします。

生活保護世帯の自動車の利用についてであります。本市では、障害の有無や通勤、通院など、個々の事情により自動車の保有が認められた世帯に対して、国の実施要領に照らし、適切と認められた場合には、日常の買物など他の用途にも自動車の利用を認める運用を行っているところであります。

また、健康な方の自動車の使用についても同様に、国の実施要領に基づき、その方の生活実態、世帯の状況等を十分に勘案した上で、個々に判断しているところであります。

いずれにいたしましても、生活保護世帯への対応につきましては、障害があるかないか、健康であるかそうでないのかなど、単一の理由での運用を行うのではなく、国の実施要領に基づき、日頃の訪問活動等による生活状況の把握を通じて、引き続き、適切に対処してまいります。

以上、答弁といたします。

第2 標題「戦後80年の取組について」

1 回目の質問

第2 標題として「戦後80年の取組について」質問します。

今年は先の戦争が終わってから80年の節目の年に当たります。例年、8月を中心に平和に関する行事は取り組まれているのですが、今年は節目の年として例年以上に各自治体で様々な取組が計画されています。そこで富士吉田市としてはどのような考えのもとに、どんな取組がなされるのかお聞きします。

戦後80年ともなれば、過酷な戦争を体験し、生き抜いてこられた方も少なくなり、戦争の体験をリアルに知り、教訓を学ぶことも難しくなってきました。このような状況から、積極的にそして意識的に機会を設け、戦争の実態を知ることや次の世代に伝えていくことが必要だと考えます。

ウクライナでの戦争や中東ガザで起きていることを見れば、戦争はいったん始まってしまうと停戦に至ることは困難であり、いかにして戦争状態にしないか、平和を維持する不断の努力が大切であるかということが見えてきます。この戦後80年という節目を機に、多くの人が戦争と平和について考える機会を持ち、平和を維持するためには何が必要なのか、市民としてできることは何なのか、ともに考えていけるような取組を行政が積極的に設けることが必要なのではないかと考えますがいかがでしょうか。

次に核兵器の廃絶のための取組についてお聞きします。昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞したことは「核兵器がもたらす壊滅的な人道的影響に対する世界的な

認識が高まり続けていること」を示すものです。いっぽう、超大国の首脳が核兵器による威嚇を公言するなどの危機的な状況もあります。今年３月には核兵器禁止条約第３回締約国会議が開かれましたが、唯一の被爆国である日本の政府はオブザーバーとしてもこの会議には参加していません。核兵器をなくしていくことに対して、市民にも考えてもらうような取組が必要ではありませんか。甲州市では被団協の方を招いた講演会などの取組が計画されています。戦後８０年の節目の年に、富士吉田市では平和の維持について、核兵器の廃絶について市民共同で考えていくことをどのように取り組まれるのかお聞きします。

以上で１回目の質問を終わります。

１回目の市長答弁

秋山議員の戦後８０年の取組についての御質問にお答えいたします。

まず、戦後８０年の取組についてであります。世界平和の実現に向けては、秋山議員御発言のとおり平和を維持する不断の努力が大切であり、このため本市では、特定の節目に限らず、世界平和の実現に向けた取組を行っております。一例を挙げますと、令和４年２月２４日に突如として始まったウクライナ危機に際しましては、翌３月早々に本市定例記者会見にて避難民の受入れを表明し、同年９月には、１人目を受け入れ、その後も、１名の方を受け入れております。

今後におきましても、持続的に平和の実現に向けた啓発活動などの取組を進め、平和な未来の基盤を構築してまいりたいと考えております。

戦後８０年の節目の年でもある本年においては、ウクライナや中東などで悲惨な争いが収まらない状況もあり、終戦の日を前に、改めて平和について考えるべく、企画展の開催を予定しております。

次に、核兵器の廃絶のための取組についてであります。本市は、昭和５９年の「核兵器廃絶平和都市宣言」以来、市役所庁舎敷地内において、懸垂幕を掲示することにより、市民の皆様や本市を訪れる方々に対して世界平和への本市の姿勢をＰＲすると共に、平和の尊さを認識することを目的に、平和ポスター展を毎年行うなど、積極的に取組を行っております。

この平和ポスター展につきましては、例年、市内中学生を対象としていたところですが、令和４年のウクライナ侵攻では、小さな子供たちまでもが犠牲になって

いたことから、本市の子供たちにも、世界平和を希求する思いを強くしてもらおうと、同年より、小学生にまで対象を広げ、実施しております。小学校に依頼した初年度は、中学生と合わせて応募数 80 点でありましたが、その後、年を追うごとに増え、昨年度は市内の全 12 校から、424 点もの応募があり、不穏さを増す世界情勢に反して、本市の子供たちの中には、平和を求める心が確実に育っていることを感じております。

核なき世界は、被爆国である我が国のみならず、人類共通の願いと信じており、今後におきましても、核兵器廃絶平和宣言都市として継続して取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

第 3 標題「物価高騰対策について」

1 回目の質問

第 3 標題として「物価高騰対策について」お聞きします。

このことについては 3 月定例会でもお聞きしたのですが、重ねてお聞きします。物価の高騰は落ち着きを見せる様子もなく、調査会社によると、この 6 月に値上げ予定の品目は 1900 品目になり、2025 年では 10 月までの公表分で 16224 品目にのぼり、昨年の実績を上回ります。そして 1 年間ではおよそ 2 万品目を超える値上げの可能性が高いとされています。物価高騰が始まって以来長期にわたり、原材料費や人件費、輸送費の値上げなどにより、食料品や日用品などの値上がりが続いています。買い物に行けば、これまで 200 円だったものが 300 円に、一回で 3000 円で済んだ買い物が、4000 円 5000 円となるなどの物価の高騰によって、市民の生活や事業所の経営は大変苦しいものになっていることが想像されます。

まず、この物価高騰に対して市民生活への影響をどのように考えておられますか答弁を求めます。

次に生活者や事業者への支援ですが、昨年 12 月の政府の補正予算による各自治体の対策事業では、甲州市においては障がい者事業所、介護事業所、保育事業所、医療機関などに支援金給付事業を行っています。上野原市ではさらに加えて高校生、大学生への支援、0 から 2 歳児の保護者への支援、小中学校の保護者への支援、中小企業製造業事業者支援などを行うことによって、物価高騰対策としています。当市ではまだ生活者、事業者のすべてを対象としたような、きめ細かい支援事業は不十分である

と思いますので、実施すべく検討が必要だと考えますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

1 回目の市長答弁

秋山議員の物価高騰対策についての御質問にお答えいたします。

まず、物価高騰に対する市民生活への影響についてであります。令和2年に発生しました新型コロナウイルス感染症に端を発し、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や中東情勢の不安定化は、世界経済活動に大打撃を与え、物価高騰や、金融不安からの円安を招くこととなるなど、本市においても市民生活に大きな影響を受けるとともに、地域経済は長期にわたり停滞を余儀なくされております。

特に、アメリカのトランプ大統領による関税政策の動きは、国際貿易やサプライチェーンに不安定さをもたらし、その結果、原材料の調達コストの上昇につながり、物価高騰が更に進んでしまうのではないかと懸念しております。

食料品や日用品、光熱費など生活に直結する支出の負担は、特に年金生活者や子育て世帯、単身高齢者の皆様にとって深刻なものであると認識しております。

また、中小企業や事業者においても、仕入価格の上昇により値上げに踏み切らざるを得ない状況にありますが、それが更に消費を冷え込ませる悪循環にもつながりかねないものであると考えております。

次に、市民や事業者への支援についてであります。これまで私は、著しい経済変動の際には、市民の皆様や事業者の皆様を全力で支援するため、新型コロナウイルス撲滅支援金を支給すると共に、飲食店を応援するみんなのエール食券や三度にわたる七福来券の発行、また電子決済によるポイント還元、各種公的貸付資金の利子補給、水道料金の基本料減免、消費生活サポート給付金の支給など、様々な施策を積極的に講じてまいりました。

しかしながら、本来、これらの経済的課題は、国が責任をもって包括的かつ持続的に対策を講じるべき問題であります。国においては、ガソリン価格抑制のための支援や電気・ガス料金の負担軽減支援、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による低所得世帯に対する現金給付など様々な支援策が講じられておりますが、目に見えた効果は実感できておりません。

こうしたなかで、国政においては、減税や現金給付の案などについて、夏の参議院議員通常選挙の焦点となるとの報道も出ております。

まずは、こうした国の物価高騰に苦しむ市民の皆様や事業者の皆様への支援策について、どのような策となるのかを注視してまいります。

以上、答弁いたします。

2 回目の質問

第3 標題「物価高騰対策について」

2 回目の質問を行います。

市民生活や事業者への影響はあると認識されているという答弁でした。更に過去には著しい経済変動の際には支援の対策をとってきたということです。しかし、今回の経済的課題については、その対策は本来国がやるべきだということで、市の対策については答弁されませんでした。その認識の違いはどのような理由によるのでしょうか。その点について答弁を求めます。

もちろん政府にはエネルギーや食糧資源の輸入依存度の高さ、円安、非正規労働の解消、中小企業支援などの経済的課題をきちんとやっていただかなくてはなりません。それとは別に政府は5月末に重点支援交付金の追加を決定しました。対象となる推奨事業メニューとして、生活者支援には低所得世帯支援、子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援。事業所支援としては、医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する支援、農林水産業に対する支援、中小企業等に対する支援、地域公共交通・物流や地域観光業に対する支援と昨年末の令和6年度補正予算のときと同じメニューが示されています。生活者や事業者、地域の事情を一番よく知っている地方自治体として、引き続きこの推奨事業メニューの実施について検討すべきだと考えますがいかがでしょうか、答弁を求めます。

以上で2 回目の質問を終わります。

2 回目の市長答弁

秋山議員の2 回目の御質問にお答えいたします。

まず、支援策への認識の違いについてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、ウクライナ情勢やトランプ大統領による関税施策など、国際情勢の変化等に伴

って引き起こされた物価高騰に対する経済対策は本来、国が責任をもって国民の安心・安全の確保に向けて包括的かつ持続的に対策を講じるべき施策であると私は考えます。

しかしながら、著しい経済変動に対して国の支援が早急に行われなかったり、隅々まで行き渡らなかったりした際には、市民に寄り添う基礎自治体として、物価高騰や不安定な地域経済に対して不安を感じる市民の皆様を、いち早く支援する必要があることから、その時々の方情に依じて様々な施策を積極的に講じることとしたものであります。

次に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニューについてであります。推奨事業メニューの追加交付につきまして、先般 2,157 万 8 千円が交付限度額として示されたところであります。

追加交付されました当該交付金の活用につきましては、今後の更なる追加の有無等、国の動向を注視しつつ、対応してまいります。

以上、答弁といたします。

「締め言葉」

死後 8 日以上経過して発見される「孤立死」が 2 万人を超えると発表されました。安定した仕事、収入もなく、一人でも安心して暮らせる医療や介護の体制も不十分。そして物価の上昇は今後も長く続くことが予測されます。

7 月の参議院選挙で政治の責任を厳しく問うことはもちろんですが、地方自治体では何ができるのか、今後も市民の皆さんの声を聴きながら発言していくことを申し上げて質問を終わります。